

厚生労働省令で定める 1 1 障害（※1）

- 1 造血機能障害を伴う疾病
例：鉄欠乏性貧血
再生不良性貧血
- 2 肝臓機能障害を伴う疾病
例：肝硬変
- 3 細胞増殖機能障害を伴う疾病
例：悪性新生物
- 4 内分泌腺機能障害を伴う疾病
例：糖尿病
甲状腺機能低下症
甲状腺機能亢進症
- 5 脳血管障害を伴う疾病
例：くも膜下出血
脳出血
脳梗塞
- 6 循環器機能障害を伴う疾病
例：高血圧性心疾患
慢性虚血性心疾患
- 7 腎臓機能障害を伴う疾患
例：ネフローゼ症候群
慢性腎炎
慢性腎不全
慢性糸球体腎炎
- 8 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障
- 9 呼吸器機能障害を伴う疾病
例：肺気腫
慢性間質性肺炎
肺線維症

- 10 運動器機能障害を伴う疾病
例：変形性関節症
変形性脊椎症
- 11 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
例：胃潰瘍
十二指腸潰瘍

（記入上の注意）

- 1 この診断書は、健康管理手当の受給資格の認定について、厚生労働省令で定める障害（※1の欄の障害）を伴う疾病にかかっているかどうかを証明するものであり、当該疾病が原子爆弾の放射線の影響によるものでないことが明らかである場合（感染症・寄生虫病・先天異常・中毒等である場合又は労働災害、不慮の事故等）は、健康管理手当は支給されません。
- 2 健康管理手当に係る障害は、通例、日常生活において何らかの支障を生ずる程度のものです。
- 3 診断書は、申請日以前1ヶ月前以内に作成したものに限ります。
（検査結果は診断書作成日前3ヶ月以内のものに限ります。3ヶ月以内の検査結果がほぼ正常値の場合、現在の治療状況及び、過去の重かった時点の検査結果を検査実施年月日と共にその他の特記すべき事項欄に必ず記入してください。）
- 4 ※2の欄に記入した疾病の状態を最もよく示す検査結果について、「※3現症」及び「その他の特記すべき事項」欄に記入できない場合は、別紙（様式は問いません）に記入するか、もしくは検査結果の写しを添付していただいても結構です。
- 5 「※2の欄に記入した疾病にかかる病状が固定化しているかどうかについての意見」欄は、おおむね5年を越える継続治療の必要がある場合は、「1固定している」を選択し、それ以外の場合は、「2固定化していない」を選択し、治療を要する期間を必ず記入してください。

（参考）厚生労働省令に定める認定期間の上限について

造血機能障害を伴う疾病のうち 鉄欠乏性貧血 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病	3年
造血機能障害を伴う疾病のうち 貧血 （再生不良性貧血を除く） 内分泌腺機能障害を伴う疾病のうち 甲状腺機能亢進症 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病である 白内障	5年
その他の疾病	無期限

